

業 務 着 手 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり業務委託を着手しましたので通知します。

記

請 求 番 号	平成	年度	第	号
委 託 名 称				
委 託 場 所				
契 約 年 月 日	平成	年	月	日
着 手 年 月 日	平成	年	月	日
完 了 期 限	平成	年	月	日

[港湾局記載欄]

主任技術者通知書

平成 年 月 日

大阪市長様

受注者
所在地
商号または名称
代表者名



次のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 請求番号：平成 年度 第 号
- 2 委託名称：
- 3 主任技術者名：

主任技術者変更通知書

平成 年 月 日

大阪市長様

受注者
所在地
商号または名称
代表者名



次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請求番号：平成 年度 第 号
- 2 委託名称：
- 3 新任者名：
- 4 旧任者名：
- 5 理由：

管 理 技 術 者 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 平成 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 管 理 技 術 者 名 :

管 理 技 術 者 変 更 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 平成 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

業 務 責 任 者 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 平成 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 業 務 責 任 者 名 :

業 務 責 任 者 変 更 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 平成 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

照 査 技 術 者 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次のとおり定めましたので通知します。

記

1 請 求 番 号： 平成 年度 第 号

2 委 託 名 称：

3 照 査 技 術 者 名：

照 査 技 術 者 変 更 通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名




次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 平成 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

主任技術者
管理技術者
業務責任者
照査技術者
担当技術者

経 歴 書 (当初・変更)

ふりがな 氏 名					年 月 日 生
現 住 所					
最 終 学 歴		専攻科目 ()	年 月 日 卒業		
法令等による免許 登録部門・ 番号も記入					年 月 日 取得
					年 月 日 取得
					年 月 日 取得
					年 月 日 取得
					年 月 日 取得
職 歴	発 注 者	委 託 名 称	技術者の種類	備 考	
			1	自至	
				自至	
				自至	
				自至	
				自至	
				自至	
<p>上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 主任技術者 管理技術者 業務責任者 氏 名 2  照査技術者 担当技術者</p>					

- (注) 1 には、該当する項目にレを記入してください。
2 最終学歴は、専攻科目まで記入してください。
3 1の技術者の種類には、主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者等を記入してください。
4 2については、本人が直筆で記入してください。
5 職歴については、担当した業務履歴を記入してください。

「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）

平成 年 月 日	
<p>大 阪 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">○</div> <p>当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであることの証明を届出します。</p>	
請求番号 平成 年度 第 号	契約番号 第 号
委 託 名 称	
契約年月日 平成 年 月 日	完了期限 平成 年 月 日
主任技術者 管理技術者 業務責任者 照査技術者 担当技術者	

- ・ 内には、該当する項目にレを記入してください。
- ・ 貼付書面として、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。
- ・ 主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。

配置技術者手持業務報告書			
管理技術者 照査技術者 担当技術者			
(氏 名)			
手持業務名	業務概要	発注機関	履行期間
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	(技術者として従事)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
上記のとおり相違ありません。 <div style="float: right; margin-top: 10px;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 受注者 所在地 商号または名称 代表者名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">○</div>			

1 手持業務報告書の 内には、該当する項目にレを記入してください。

労 災 保 険 加 入 証 明 書

平成 年 月 日

労働基準監督署長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名



次の業務委託について、大阪市長に労災保険加入済の事実を報告する必要がありますので、証明願います。

請 求 番 号 平成 年度 第 号

委 託 名 称 _____

委託契約期間 自 平成 年 月 日
(履行期間) 至 平成 年 月 日

業務委託内容 _____

労災保険番号 - -

証 明 欄

上記受注者が、労災保険加入済であることを証明する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長

再委託承諾申請書

平成 年 月 日

大阪市長様

受注者
所在地
商号または名称
代表者名



当該業務について、業務委託契約書（成果物型）第16条・業務委託契約書（經常型）第16条・業務委託契約書（長期継続契約用）第16条に基づき、次の内容について、再委託させたいため、承諾を申請します。

記

請求番号	平成 年度 第 号		
委託名称			
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託金額 (予定)	

随意契約の場合は、原則として再委託料総額が業務委託料の1/3を超えてはならない。

再委託業者通知書

平成 年 月 日

大阪市長様

受注者
所在地
商号または名称
代表者名



再委託承諾書（平成 年 月 日付大 第 号）に基づき、次のとおり通知します。

記

請求番号	平成 年度 第 号		
委託名称			
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
再委託内容	再委託業者名	期 間	再委託金額 (確定)
		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	

建設業許可を有する業者に再委託させる場合は、備考欄に建設業許可番号を記入すること。

業 務 委 託 前 払 金 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長様

受 注 者
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

印

次の業務委託契約について下記により前払金をお支払い下さるよう別紙の保障事業会社発行の保証証書を添えて申請致します。

記

名 称				
契 約 番 号	大 港 調 第 号			
契 約 日	平成 年 月 日			
着 手 日	平成 年 月 日			
期 限	平成 年 月 日			
業 務 委 託 料	円			
前 払 金 申 請 書	円			
		<small>ただし、業務委託料の30%(万円未満切捨て)</small>		
上欄の前払申請を承認するものとする。			平成 年 月 日	
設計 担当	課長 課長代理	担当係長	係員	(備考)
予算 担当	課長 課長代理	担当係長	係員	

業 務 従 事 者 通 知 書

請 求 番 号	平成 年度 第 号			
委 託 名 称				
氏 名	法 人 名	作 業 内 容	役 割	備 考
<p>上記のとおり業務従事者を通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大 阪 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">○</div>				

- 注 1 役割欄は、責任者・主任担当者・セキュリティ責任者等を記載すること。
- 2 従事者に変更が生じた場合は、その内容を備考欄に記載し、速やかに提出すること。
- 3 再委託を行う場合は、別途、再委託承認申請書（情報システム関係）を提出すること。

再委託承諾申請書(情報システム関係)

平成 年 月 日

大阪市長 様

受注者

所在地

商号または名称

代表者名



当該業務について、業務委託契約書(システム開発・改修用)第16条・業務委託契約書(システム運用・保守用)第16条・業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用)第16条に基づき、業務の一部を下記のとおり再委託させたいため、承諾を申請します。

記

請求番号	平成 年度 第 号		
委託名称			
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
番号	再委託業務名	範囲及び内容	再委託依頼理由

再委託業者通知書(情報システム関係)

平成 年 月 日

大阪市長 様

受注者

所在地

商号または名称

代表者名



当該業務につき、再委託業務名の委託先業者が決定しましたので、次のとおり通知します。

記

請求番号	平成 年度 第 号	
委託名称		
承諾書番号		
再委託業務名		
再委託先名称		
再委託予定期間		
従事者氏名	セキュリティ対策実施者	
取扱い情報	(大阪市から提供する情報のうち、再委託先が取り扱う情報の種類)	
情報の保管方法	(施錠できるロッカー、耐火金庫等の保管場所)	
個人情報	有・なし	

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生 年 月 日
受 任 者 名

本市に届けている使用印を
押印してください。

使用印

年 月 日生

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第 8 条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第 3 号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第 1 号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、() から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の() に際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(売買土地の表示):

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

() 書きについては、契約の内容に応じ、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付け用に書き換える。

大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

